

当金庫の預金商品の概要【定期積金】

1. 商品名 (愛称)	定期積金 (愛称) スーパー積金
2. 販売対象	・法人・個人の方
3. 期間	・12ヶ月以上60ヶ月以下
4. 預入(受入) (1) 預入(受入)方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・定期または、数回にわたり掛金の払込が出来ます。 ・5,000円以上 ・100円単位
5. 払戻(払)方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 利息 (1) 適用金利 (利率表示場所) (2) 利払方法(額) (3) 計算方法	・固定金利(契約時の店頭表示の利率「年利回り」を満期日まで適用します)。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を100円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 税金	・個人の給付補填金には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※マル優の利用は出来ません。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・個人のもの「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期積金の約定年利回りに0.7%上乗せした利率)。 ・普通預金・当座預金からの自動振替による預け入れができます。
10. 中途解約の取扱い	・満期日前に解約する場合は中途解約利率(解約日の普通預金利率)により計算した利息と共に支払います。
11. 金利情報の入手方法	・金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボードまたは、窓口へご照会ください。
12. その他参考となるべき事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。 ※満期日を繰り延べない場合には、契約時の店頭表示の年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延損害金を徴求します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利息により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険制度によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。